

「徹底研究 6 類消防設備士」正誤表 (第 1 版第 2 刷用)

当該箇所	誤	正
13 頁 表 1. 1(6)項ロ 【※右記に差し替え】	(1) 老人短期入所施設, 養護老人ホーム, 軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る), 有料老人ホーム(主として避難が困難な要介護者を入居させるものに限る), 介護老人保健施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る) (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る)	
13 頁 表 1.1(6)項ハ 【※右記に差し替え】	(1) 老人デイサービスセンター, 軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く), 老人福祉センター, 老人介護支援センター, 有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く) (2) 更正施設 (3) 助産施設, 保育所, 児童養護施設, 児童自立支援施設, 児童家庭支援センター (4) 児童発達支援センター (5) 身体障害者福祉センター, 障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く), 地域活動支援センター(短期入所施設等を除く)	
19 頁 6 行目, 18 行目	消防対象物の所有者, 管理者, 占有者	関係ある場所の関係者
37 頁 ポイント 2 ①, ② 【※右記に差し替え】	① 政令別表第 1 (2)項二:カラオケボックス等 (5)項イ:旅館, ホテル, 宿泊所等 (6)項ロ:老人短期入所施設, 養護老人ホーム, 軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る), 老人保健施設, 救護施設, 乳児室, 障害者支援施設(避難が困難な障害者を主として入居させるものに限る) ② 政令別表第 1(6)項イ:病院, 診療所又は助産所 (6)項ハ:(1)老人デーサービス, 老人福祉センター等 (2)更正施設 (3)助産所, 保育所, 児童養護施設等 (4)児童発達支援センター (5)身体障害者福祉センター(利用者を入居させ, 又は宿泊させるものに限る) ③ 複合用途防火対象で特定防火対象物が存するもの及び, 地下街, 準地下街で①, ②の用途に供される部分が存するもの ※ ①((6)項ロ以外), ②, ③は平成 27 年 4 月 1 日より施行 ④ 延べ面積 300 m ² 以上の特定防火対象物 ⑤ 複合用途防火対象物, 及び地下街, 準地下街で(6)項ロの存するもの	
37 頁 ポイント 2 ③, ④	③ 非特定防火対象物で… ④ 特定 1 階段等防火対象物	⑥ 非特定防火対象物で… ⑦ 特定 1 階段等防火対象物
53 頁 表 1.5 2 行目	【※「中継器」の下へ右記を挿入】	受信機